

死亡された方が以下に該当する場合は、後日手続きが必要です

手続きの内容	担当課
☐ 世帯主の場合は、世帯主変更の届出をしてください。 (他の世帯員が1人、もしくは、いない場合は不要) ☐ 印鑑登録をしていた場合は、印鑑登録証を返納してください。 ☐ 住民基本台帳カード及びマイナンバーカードをお持ちの方は、返納してください。 ☐ 在留カード・特別永住者証明書をお持ちの方は死亡の日(または死亡後カードを発見した日)から14日以内に法務大臣へ返納してください。 ☐ 原動機付自転車(125cc 以下)、小型特殊自動車、ミニカーの所有者が死亡された場合は、廃車の手続き若しくは名義変更手続きを行ってください。 ☐ 被相続人が現在(現年度)課税となっている税金(個人住民税、固定資産税(都市計画税)、軽自動車税)がある場合、税金の未徴収分があれば相続人の方にお支払いいただくことになります。 ☐ 今後、被相続人に関する税金の通知等が発生する場合、相続人の方に送付しますので通知先(相続人)の届け出をお願いいたします。	税住民課 TEL82-6163 (庁舎 1 階)
☐ 火葬料補助金の申請の手続きを行ってください。 ☐ 国民健康保険加入者(被保険者でない国保の世帯主を含む)は、返還等の手続きを行ってください。 ☐ 福祉医療費(障がい者医療、老人医療、ひとり親家庭医療、子育て支援医療)を受給している人は、返還等の手続きを行ってください。 ☐ 自立支援医療(精神・更生・育成)、養育医療を受給している人は、返還等の手続きを行ってください。 ☐ 後期高齢者医療制度被保険者は、返還等の手続きを行ってください。 ☐ 年金の手続きについてご案内させていただきますので、死亡してから14日以内にお尋ねください。	保健医療課 TEL82-6166 (庁舎 1 階)
☐ 65歳以上の人は、介護保険証の返還等の手続きを行ってください。 ☐ 身体障害者手帳をお持ちの方は手続きを行ってください。	福祉課 TEL82-6165 (庁舎 1 階)
☐ 給水装置使用者の変更等(水道の名義人または、水道料金の口座引き落としの名義人が死亡の場合のみ)がある場合は手続きを行ってください。	上下水道課 TEL82-6169 (庁舎 2 階)

手続きの内容	担当課
☐ し尿汲み取りの名義変更をする場合は手続きを行ってください。 ☐ 農地の所有者が死亡されたときは手続きを行ってください ☐ 浄化槽管理者の名義変更をする場合は手続きを行ってください。	産業環境課 TEL82－6168 （庁舎 2 階）
☐ 持ち家に住む人がいなくなった場合は、売買又は賃貸借等ができる空き家バンク制度をご利用いただけますので、ご相談ください。	企画財政課 TEL82－6162 （庁舎 2 階）
☐ 多賀地区町営住宅入居者が死亡されたときは手続きを行ってください。	建 設 課 TEL82－6167 （庁舎 2 階）
☐ 井手地区町営住宅・府営住宅入居者が死亡されたときは手続きを行ってください。	同和・人権政策課 TEL82－3380 （いづみ人権交流センター）
☐ 図書館利用者カードをお持ちの方は返納もしくは破棄してください。 ※休館日は毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は、その翌日）	図 書 館 TEL82－5700 （山吹ふれあいセンター2 階）

井手町役場以外の主な手続きについてお忘れありませんか？関係機関へお尋ねください。

【例】

預貯金の名義変更、電話の名義変更、公共料金の名義変更、不動産の名義変更、生命保険金の請求、
自動車所有権移転、クレジットカード、所得税の準確定申告・納税、相続税の申告・納税など

井手町役場 税住民課

TEL (0774) 82-6163 直通